
種 別： 論説

タイトル： 事業再生手続における「債権者の組分け」の新たな可能性

著 者： 田頭 章一

所 収： 『上智法学論集』第 67 卷 4 号（令和 6 年 3 月）91-112 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

事業再生手続における「債権者の組分け」 の新たな可能性

田頭 章一

- 一 はじめに
- 二 債権の分類、組分けの意義
- 三 「決議単位としての債権の組分け」から「交渉単位としての債権者の組分け」へ
- 四 「債権者の組分け」の新たな可能性
- 五 結語

一 はじめに

事業者（株式会社を念頭に置く）の法的事業再生手続における「権利または債権の組分け」というと、たとえば会社更生手続において、更生債権の組と更生担保権の組を分け、それぞれの組ごとに決議を行ったり、特定の種類の債権の組をさらに分割して決議を行う場面（会更 196 条参照）が想定される場合が多い。これに対して、中小企業の事業再生が主要な目的とされる民事再生手続においては、通常の場合、再生債権という一つの種類の債権だけが再生計画案に対する議決権を有し、債権者集会における決議を行う仕組みがとられている。その根拠としては、再生債務者である会社は、財務構成がそれほど複雑ではなく、多様な利害関係人を手続に関与させる必要がそれほどないことなどから、再生手続を簡略化し、迅速に事業再生を実現しようとした、などと説明されることが多い^{(1) (2)}。このような考え方は、さらに進

(1) 伊藤教授は、再生手続において一般債権者（再生債権者）のみが手続参加の対象とされることにつき、「一般債権者のみを対象として再生計画による権利変更を行うことによ

んで、再生手続において、商取引債権に対して手続外で早期包括弁済を行って、再生債務者の事業の迅速な再生を容易にしたり、いわゆる準則型私的整理（事業再生）と再生手続が一体となった事業再生手続を生み出す背景になってきたものといえる。

このような迅速かつ効率的な事業再生という目的を最優先とする考え方が、事業債務者と大口債権者（金融債権者）やスポンサー企業との交渉を軸とする事業再生手続の実務の発展を支えてきたことは、事実である。しかし、このような手続目的が過度に推し進められることになると、すべての債権者が十分な判断資料に基づいて再生手続に参加し、納得して再生計画による弁済を受けるという、本来法的事業再生手続において求められる機能が忘れ去られることになるのではないだろうか。金融債権者等が積極的に再生計画の策定過程に参加することは経済的利害関係の濃さから当然であるが、債権者のうち、会員制クラブ等の会員債権者、外国債権者、不法行為債権者などは、再生手続において自らの地位がどのように扱われ、どのように再生計画に反映されるのか十分に理解しないまま再生計画が認可され、計画が実行に移されると感じる場合もあるのではなかろうか。債権者のうち、自ら受け身の立場を選択するものはそれでよいが、事業再生手続への参加の意思がある債権者にとって、自己の意見を反映させる枠組みが見えにくいとすれば、見直しの方向を検討する必要があるだろう。

って、手続を簡素化し、迅速に進めることを目的としたものである」、と説明される（伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣、2022）41～42頁

- (2) 倒産手続の利害関係人は本来多様であり、その種類の分類方法もさまざまである。筆者は前稿において、債務者に対して何らかの権利を持つ者を指す用語として「関係権利者」の語を用いた（田頭章一「事業再建型倒産手続における関係権利者の『組分け』に関する覚書—商取引債権者に対する早期包括弁済の許容性の問題等を検討材料として—」上智法学論集 65巻1・2号（2021年）1頁以下〔以下、「前稿」といい、単に「田頭」として引用する〕。なお、そこでは「関係権利者」を、基本的には法的整理（会社更生手続）に拘束される権利として定義したが、私的整理でも「関係権利者」の概念は意義をもたないわけではない。田頭・前掲論文2頁注（1）では、その点が明確になっていないので、上記のとおり再定義したい）。この「関係権利者」という枠組みは依然として意義をもっていると考えるが、民事再生手続における事業再生を念頭に置いた場合、「債権」または「債権者」の組分けが議論の焦点となることは避けられないので、本稿では、これらに焦点を合わせて検討を行う。

本稿は、このような問題意識から、前稿を踏まえて、債権者の法的事業再生プロセスへの積極的参加の枠組みについて検討を加えようとするものである⁽³⁾。民事再生手続では、決議のための組分けは原則として行われない。しかし、実体法的に同一の性格を有する再生債権の中には、特別の利害関係を有する債権者のグループが存在し、それを基盤として、それぞれの共通の利益を主張することが考えられる。これも債権者の組分けが基礎になった手続枠組みの一つということができる。個別的権利行使を禁止される再生債権者は、このような交渉母体としての「組」を作り、専門家の助けを借りながら、そのグループとしての共通（共同）の利益を主張する正当な手続的利益がある。用語としては熟したものではないが、本稿では、このような「交渉単位としての債権者の組分け」（以下、「交渉単位としての組分け」ということがある）の可能性を探りたい。

考察の順序は、次の通りである。

二では、債権分類の意味につき幅広く検討し、その必要性について確認する。

次に、三では、「決議単位としての債権の組分け」から「交渉単位としての債権者の組分け」へと関心対象を広げる際に留意すべき点をいくつか取り上げ、その内容について検討しておきたい。

四で、上記二と三で指摘した交渉単位としての債権者のグループ化の必要性とともに、適切な交渉単位であるための要件等を取り上げ、「交渉単位としての組分け」の新たな可能性について検討を加える。

五で、現時点で得られた結論を述べる。

なお、「組分け」は、後述のように、日本（および米国）の立法上は、（決議のための）「権利または債権」の分類として規定されている。本稿は、組分けに交渉単位としての意味を見出そうとするから、単一の性格の債権を有

(3) 田頭・前掲論文（前注）参照。前稿では、会社更生手続等において、会社更生法47条5項後段に基づいて、「商取引債権者」に早期包括弁済が行われることについて、これは債権（者）の種類ごとの組分けに基づく処理（「隠れた分類」）を含み、同項の趣旨（個別具体的な債権や債権者ごとに、事業再生にとっての不可欠性を判断して弁済許可を与える）と必ずしも合致していない、という観点から制度的な見直しの必要性に言及した。

する者の中で共通の利害関係を有する「債権者」のグループを問題とし、その意味における組分けを指して、(本稿のタイトルを含め)「債権者の組分け」という表現を用いるものとする。また、本稿における「手続参加」とは、単に再生債権の届出(民再94条等参照)を行うことではなく、再生計画案の内容の形成過程において、個人ではなく、グループとしての債権者の共通の利益を主張し、再生計画の内容に反映させようとする一切の活動をいう。

二 債権の分類、組分けの意義

1 わが国における債権の分類・組分け

わが国における債権の組分けの議論は、多様な種類の権利を手続に取り込む会社更生手続を中心に行われてきた。そこで、まず会社更生法における権利の組分けについて簡単に見ておくことにする⁽⁴⁾。

会社更生法168条は、更生手続に取り込まれる権利の種類を列挙し、同一の種類を有する者の間では、更生計画の内容は平等でなければならない(1項本文)、異なった種類の権利間では「公正かつ衡平な差」を設けなければならない(3項)、と規定する。具体的な権利の分類は、優先順位が高い順に、①更生担保権、②一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、③②および④以外の更生債権(いわゆる一般の更生債権)、④約定劣後更生債権、⑤残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、⑥⑤以外の株式という6種類である。関係人集会の決議における組分けに関しては、法168条1項各号の定める権利の種類に組に分かれて行う(会更196条1項)。この際、裁判所は、「相当と認めるときは」上記のうち複数の種類の権利を単一の組とすることもできるし、単一の種類の権利を複数の組とすることもできる(会更196条2項本文。ただし、更生債権、更生担保権または株式は、それぞれ別の種類の権利としなければならない〔同項ただし書〕)。もっとも、会社更生手続の実務においては、決議手続の複雑化を避けるため細かな組分

(4) 田頭・前掲注(2)4頁以下も参照。

けは行わず、更生債権者の組と更生担保権者の組に分けて決議されるのが通例とされている⁽⁵⁾。

以上の会社更生手続と異なり、民事再生手続において、債権者として手続に関与することが予定されているのは、「再生債権者」（「再生債務者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権」（共益債権または一般優先債権を除く）（民再 84 条 1 項）のみである。一般の優先権がある債権は手続外での行使が認められ（民再 122 条）、劣後的再生債権という債権の種類は存在しない（実質的に劣後的に扱われることはある）。後に詳しく見るように、債権者集会における決議も、通常は再生債権者という単一の集団において行われる。法律の規定上は、民事再生手続においても、約定劣後再生債権（民再 35 条 4 項かつこ書参照）の届出があるときは、一般の再生債権と約定劣後再生債権を有する者は別々の組に分かれて再生計画案に対する決議を行う（民再 172 条の 3 第 2 項本文）。また、計画の内容に関しても、一般再生債権者と約定劣後再生債権者との間においては、劣後的取扱いに関する合意の内容を考慮して、「公正かつ衡平な差」を設けなければならない（民再 155 条 2 項）。ただ、実際の再生事件では、再生債務者は「約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態」にあるから、約定劣後再生債権者は議決権を有せず（民再 87 条 3 項参照）、この権利について

(5) 東京地裁会社更生実務研究会編『会社更生の実務〔新版〕（下）』（金融財政事情研究会、2014）311 頁（渡邊千恵子＝目黒大輔）。また、藤原総一郎監修・森・濱田松本法律事務所編『倒産法全書（上）〔第 2 版〕』（商事法務、2014）181 頁〔濱史子〕も参照。196 条 1 項に規定された各種の権利の一部の組において更生計画案が可決されなかった場合においても、裁判所は、更生計画案を変更し、同意が得られなかった種類の権利を有する者のために当該権利を保護する条項（権利保護条項）を定めて、更生計画認可の決定をすることができる（会更 200 条 1 項）。ただ、わが国における「公正かつ衡平」とは、優先的権利者が完全な満足を得なければそれに劣後する権利者は全く満足を得られないという絶対優先の考え方ではなく、更生計画による前者の処遇は、後者の処遇よりも優遇されなければならないという相対優先の意味である（相対優先原則）と解されているから（兼子一監修・三ヶ月章ほか『条解会社更生法（下）』（弘文堂、1974）539 頁）、清算価値保障原則による保護しか認められていない（ただし、現行法の立場につき疑問を呈する学説もある。山本慶子「再建型倒産手続における利害関係人の間の『公正・衡平』な権利分配のあり方」日本銀行金融研究所・金融研究 27 巻法律特集号 132-134 頁（2008 年）参照）。

の独立の組分けが行われることはまれである(民再172条の3第2項ただし書参照)。なお、裁判所は、法172条の3第2項本文に規定する場合でも、一般再生債権者と約定劣後再生債権者に分かれずに再生計画案の決議を行うことができることにつき、同条3項参照)。

担保権者や(約定)劣後的債権者ではなく、一般(無担保)債権者を再生計画に対する決議を行う際の基本的な単位とすること自体は、正当である。これらの債権者が再生計画の処遇において、最も強い利害関係を持つ(再生計画の内容により自己の権利の満足の程度が大きく異なる)からである。そうすると、「再生債権」という単一の種類の債権を決議目的での債権者の集団として扱うことについては、特に問題はないように見える。しかし、再生計画の策定過程における債権者の利益主張の母体としては、「再生債権者」はあまりにも広すぎて、十分に機能できない疑いがある。民事再生手続は、集団的倒産手続の一種であって、債権者の個別的権利行使は禁止されるが(民再85条1項)、一定範囲の債権者グループ(その例は後述)がその共通の利益を主張するための枠組みは必要である。そのための債権者のグループ分けを、本稿では、「交渉単位としての組分け」と呼ぶ。

2 債権者の集団的交渉枠組みの必要性

民事再生法1条は、「この法律は、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。」と定める。このように、事業再生手続が、債務者と利害関係人(上記条文では「債権者」)間の利害のバランスを調整しながら、窮境にある債務者の事業の再生を図ることが目的とされている。そして、「その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により」という部分は、上記目的を達成するための手段として位置づけることができるから、民事再生手続における実質的な目的は、債務者と債権者間の利害の調整をしながら事業再生を実現することにあるといつてよいであろう。そして、この実質的目的のうち、債務者と債権者間の利害の調整という点に

視点をおくと、裁判所による再生計画認可のためには、各種債権内部での平等原則、清算価値を上回る計画弁済の保障など（民再 174 条 2 項各号参照）を通じた債権者の実体的利益の保障に加えて、各債権者の個別的権利行使の禁止という原則の下で、債権者が再生手続（再生計画策定手続）へ参加する機会をいかに確保するかが、重要な問題として浮かび上がってくる⁽⁶⁾。

しかし、わが国において、このような観点からの理論的、制度的検討がこれまで十分になされてきたとはいえないように思われる⁽⁷⁾。そこで、以下では、決議単位および交渉単位としての債権（者）の組分けに関する比較の材料として、アメリカの議論状況を簡単に確認しておきたい。

(2) アメリカ倒産法第 11 章手続における債権（債権者）の「組分け」の意義

わが国の組分けが、決議を念頭に議論されてきたことは、前述の通りである。この点は、アメリカの第 11 章再生手続（以下、「11 章手続」という）でも基本的には同じである。すなわち、連邦倒産法第 1122 条は、その(a)項で、「計画は、(b) 項に定める場合を除いて、当該債権または利益がその組の他の債権または利益と実質的に類似している (substantially similar) 場合のみ、その権利または利益を特定の組に置くことができる」と定めるとともに、同条(b)項では、「再生計画は、裁判所が手続の便宜上合理的かつ必要であると認める金額未満またはその額まで減額された無担保債権のみによって構成される独自の組を指定することができる」としている。

同条のいう「実質的に類似」しているという要件については、債権の「性格 (nature)」を基準に判断するというのが一般的な見解である⁽⁸⁾。また、す

(6) 再生手続が「契約型（和解型）」の倒産手続であることについては、たとえば、「園尾隆司＝小林秀之『条解民事再生法（第 3 版）』（2013、弘文堂）2 頁（徳田和幸）参照。ここでいう「契約（和解）」とは、集团的契約または和解であり、十分な情報開示を前提とした合意形成過程への関係人の参加が不可欠となる。

(7) ただし、わが国の再生型法的整理の事件数が減少していることを踏まえて、わが国法的整理においては、債権者（金融機関が念頭に置かれる）を疎外している面（裁判所や監督委員等の専門家の熱心さの裏側である）があることを指摘し、債権者委員会の運用および制度的見直しを検討しようとする注目すべき研究があった（柴田義人ほか「比較法的観点から見た債権者委員会の活用」野村剛司編集代表『多様化する事業再生』（商事法務、2017）59-60 頁）。

べての実質的に類似する債権は、一つの組に分類されなければならないのか、それとも再生計画の提出者（通常は DIP = 事業を継続する債務者。本稿では、「再生債務者」という）は、それらを別の組に分類する一定の裁量権を持つのが問題とされる。判例の立場は必ずしも一致しているわけではない。計画提出者の組分けにおける裁量権を消極に解するものとして、たとえば、不法行為債権は、他の無担保取引債権（契約に基づく取引債権等）と同一の優先順位にある債権であるから、仮に不法行為債権者が再生計画について他の債権者と異なる立場をとる場合でも、別々の組に分ける根拠にはならない、とする判例がある⁽⁹⁾。これに対しては、原決定に「明白な誤り」がなければ、上級審は、債権の分類に関して介入することはできないとして、謙抑的審査を説く判例もある⁽¹⁰⁾。学説上も、裁量権を広く認める考え方に立ち、債権自体の性格だけでなく、債権者の特質なども考慮し、衡平法上の劣後化の対象となるインサイダー債権や担保不足額債権を有する者が他の一般債権者と異なった投票への動機を持ちうることを根拠に、他の一般債権者とは異なった組に分けることが許されるとの見解もある⁽¹¹⁾。

以上の決議に際しての債権者の組分けとは別に、11章手続では、債権者によって構成される委員会（committee）が再生計画の策定過程において重要

(8) See 7 COLLIER ON BANKRUPTCY ¶ 1122.03[3] (Richard Levin & Henry J. Sommer eds., 16th ed.).

(9) *In re Bloomingdale Partners*, 170 B.R. 984, 997-98 (Bankr. N.D. Ill. 1994). なお、「再編計画に関する賛成票をゲリマンダーするために、同様の債権を異なる方法で分類してはならない」として、異なった組分けを正当化するにはその根拠を示す必要があるとする判例として、*Matter of Greystone III Joint Venture*, 995 F. 2d 1274, 1279 (5th Cir. 1991)がある。

(10) See, e.g., *Matter of Windsor on the River Associates, Ltd.*, 7 F.3d 127, 132 (8th Cir. 1993)（ただし、本件では、結論的には明白な誤りを認めた）。計画案提出者の組分けに関する裁量権を広く認めた例として引用されるものとして、*In re ZRM-Oklahoma Partnership*, 156 B.R.67, 71 (Bankr. W. D. Okla. 1993)がある。なお、EU法、フランス法を含む債権・債権者の組分けに関する最近の議論状況については、see Anaïs Alle, *Balancing Debtor and Creditors' Interests in Bankruptcy Reorganization Proceedings: Best Practices for the Procedural Design of Claims' Classification*, at 20-22 (2022), at <https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4009910>.

(11) ADAM J. LEVITIN, *BUSINESS BANKRUPTCY: FINANCIAL RESTRUCTURING AND MODERN COMMERCIAL MARKETS*, 612-13 (3rd ed. 2022).

な役割を果たすことがある。連邦管財官（United States Trustee）は、原則として、無担保債権者によって構成される公式債権者委員会を任命しなければならない（連邦倒産法 1102 条（a）（1））。この公式債権者委員会は、再生債務者や優先債権者の再生プロセスでの活動を、専門家を雇ってチェックする⁽¹²⁾。もっとも、公式の債権者委員会は、無担保債権者のうち大口債権者 7 名を選任し、債権者全体の代表機関たる地位を有するので、異なった利害を持つ債権者グループの利益を代表するものではない。そこで、事件によっては、連邦管財官は追加の債権者委員会（additional committee）を任命することができる（連邦倒産法 1102 条（a）（1）。利害関係人の申出により、倒産裁判所が任命する可能性につき、同条（a）（2）参照）。これらの公式債権者委員会は、手続進行に関する再生債務者等との協議、再生債務者の行為や財務状況に関する調査、再生計画策定過程への参加など、多様な権限をもち（連邦倒産法 1103 条（c）参照）、他方で、債権者全体への情報の提供や再生計画案への賛否の投票の勧誘などの職務を遂行することが求められている（連邦倒産法 1102 条（b）（3）参照）⁽¹³⁾。追加の委員会も含めて、11 章手続における公式債権者委員会の活動に伴う合理的な範囲の費用（専門家の報酬を含む）は、特別の要件なしで裁判所が債務者の負担とするものと定められている（連邦倒産法 330 条（a）（1）、1103 条参照）⁽¹⁴⁾。公式債権者委員会のうち、追加の債権者委員会が認められた例としては、債務者の集団的不法行為が問題となった事件で、被害者類型ごとに債権者委員会を設けることが認められた事件、再生債務者である親会社の債権者委員会に加えて、子会社の債権者のための債権者委員会を設けることが認められた事件などがある⁽¹⁵⁾。

(12) 阿部信一郎編著・粕谷宇史著『わかりやすいアメリカ連邦倒産法』（商事法務、2014）28 頁、事業再生研究機構編『米国、欧州諸国、シンガポールにおける事業再生の実務』（商事法務、2023）19 頁参照。

(13) 阿部編著・前注 29 頁参照。

(14) 福岡真之介『アメリカ連邦倒産法概説【第 2 版】』（商事法務、2017）250-252 頁参照。

(15) 阿部編著・前掲論文注（12）31 頁参照。前者のケース（Comm. of Tort Litigants v. Catholic Diocese of Spokane (*In re Catholic Bishop of Spokane*), 329 B.R. 304 [Bankr. E. D. Wash. 2005]）では、連邦管財官が選任した不法行為被害者の追加的債権者委員会が再生債務者を被告として提起した訴訟において、同委員会の原告適格（standing）が争われたが、裁判所は連邦倒産法 1103 条（c）（2）を根拠に、原告適格の存在を認めた。この事件で

さらに、公式債権者委員会ではなく、より機動的に交渉力を発揮するために、特定範囲の債権者が非公式の委員会 (“ad hoc committee”と呼ばれることがある) を構成する例もある。とくに、債務者に対する不良債権を買い取った再生ファンド等が非公式委員会を組織して、事業再生について影響力を発揮する場合などがあるとされている⁽¹⁶⁾。アメリカでは、もともと債権者の多様化が指摘されており⁽¹⁷⁾、同じ性格の権利(たとえば無担保債権者)であっても、その事業再生に対するスタンスは大きく異なる傾向がある。それら異なった背景をもった債権者の交渉の単位として、非公式委員会が利用されているといえよう。ただ、この非公式委員会は、任意のメンバー構成が可能となり、ガバナンスの自由度も高まる反面、公式委員会のように専門家の報酬等が当然に再生債務者財産から支出される仕組みにはなっておらず、委員会(構成員である債権者)の活動が再生事件に貢献したことを裁判所が認めた場合に限り、再生債務者財産からの支払が認められるにとどまる(連邦倒産法 503 条 (b) (3) (D)、(4) 参照)⁽¹⁸⁾。

は、この訴訟で原告となった、すでに再生債務者の再生手続開始前から損害賠償訴訟を提起していた被害者の委員会だけでなく、その他の知っている被害者、さらにはまだ表面化していない被害者についても、連邦管財人により追加の委員会(またはその利益代表者)が選任されている点は、興味をひかれるところである(*id.*, at 310-11)。なお、追加の債権者委員会の設置を求める者は、既存の委員会では、債権者の利益を適切に代表できないことを証明する責任を負うとするのが判例である。See, e.g., *In re Budd Co., Inc.*, 512 B. R. 910 (Bankr. N. D. Ill. 2014) (アスベスト被害者から成る債権者委員会を再生債務者財産の負担で設ける必要性を、再生計画案におけるアスベスト被害者の権利の取扱いについて専門家から助言を得ることなどを根拠に肯定した)。

- (16) アメリカでは、再生計画によって全額の返済が想定されない債権者の持つ権利をフルクラム証券(*fulcrum security*)と呼び、その所持者層(多くは、第2順位)の担保付債権であるという)が債務者の事業再生に向けて重要な役割を果たすといわれる。これらの債権者層は、事業再生後にはその権利が株式と交換されることが多いとされ、再生計画の内容によって自己の経済的利益が左右されることになるから、非公式債権者委員会を構成して、再生計画に積極的に関与することになる(以上、事業再生研究機構編・前掲注(12) 25-26頁、阿部編著・前掲注(12) 32頁参照)。
- (17) 事業再生研究機構編・前掲注(12) 7頁以下参照。債権者の多様化という現象の発現形態は、国によって異なり、アジアでは比較的少なかったようであるが、たとえばシンガポールでもそのような傾向があると報告されており(事業再生研究機構編・前掲注(12) 112頁)、わが国も同様な状況に近づきつつあるといえるのかもしれない。
- (18) 非公式委員会は基本的に自由に組成できることから、その乱立を避けるために、法令

以上のように、アメリカにおいては、投票のための債権の組分けとは別に、再生計画の策定過程における交渉のための債権者のグループ・委員会（組分け〔Classification〕とは表現されないが）の設置の必要が認められ、実際に活動している。そこで紹介した各種制度およびその運用は、アメリカ事業再生手続固有の事情が反映していることは別として、わが国の事業再生手続に関する従来の議論において手薄であった点を再認識させるものといえるのではなかろうか。わが国の民事再生手続についていうと、決議単位としては、再生債権者全体を一つの組とすることが肯定されるとしても、「交渉単位としての組分け」（共通の利害を有する債権者およびその利益代表者の選定）のあり方については、検討の余地が残っていると思われるのである。

三 「決議単位としての債権の組分け」から「交渉単位としての債権者の組分け」へ

二で述べたように、「交渉単位としての組分け」のあり方は、従来「決議単位としての組分け」と異なった視点から議論する必要がある。しかし、両者は債権（者）の組分け（グループ化）という意味で共通点があることも否定できない。そこで、本章では、「交渉単位としての組分け」と「決議単位としての組分け」の違いを確認しながら、従来、後者をめぐって行われてきた議論をどのように利用できるかという観点から、簡単に整理してみたい。

(1) 手続の迅速化・単純化との関係

民事再生手続においては、再生計画案の決議を仮に複数の組で行うことになると、別々の集会での投票、集計等が必要になることのほか、組分けの方法について争いが生じることから、民事再生法は、決議のあり方として、再生債権という単一の法的性格を基準とする方法を採用した。いうまでもなく、「交渉単位としての組分け」も、無秩序に行われれば、手続を混乱させる要因になることは否定できない。しかし、適切に組分けされた債権者グル

による規律の必要性が認識されており、連邦倒産規則 2019 条は、そのメンバー構成や活動目的等に関する情報開示について、詳細な規定を設けている。See 9 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 8, ¶ 2019. 01.

ープが専門家を通して共通の利害を主張することは、集団的事業再生手続における合理的な交渉・情報交換を促すというプラス面もあるように思われる。

また、交渉単位として債権者のグループ化を考えることに対する疑問として、民事再生手続の実務においては、裁判所の監督の下、事業再生の専門家(再生債務者代理人、監督委員など)によって、債権者全体の意向は十分に汲み取られ、再生計画の策定・認可手続において反映されるから、交渉目的での債権者の手続参加の必要は大きくない(または現行法上の債権者委員会や代理委員の制度で十分である)という考え方も根強いと思われる。ただ、手続の機関としての中立的な専門家の努力によって適切かつ迅速な事業再生が行われうることと、様々な利害をもつ債権者の納得を得た手続に基づいて事業再生手続を進行させることとは別であり、法的再生手続としては、両者を実現することが求められるといえる。とくに、現在の事業再生手続において、利害関係を共通にする債権者グループの交渉の基盤が十分に用意されていないという本稿の理解に立てば、そのあるべき仕組みを探究する意味はあると思われる⁽¹⁹⁾。

さらに、すでにふれたように、再生債権者として括られる債権者の中には、独自の利害関係を有する者が現に存在し、また今後もその多様化が進展する可能性があるとするれば、共通の利害を有する債権者ごとの交渉の枠組みを設けた方が、効率的な交渉が可能になる面が多くなるという見方も可能だろう。この点、再生ファンドなどの不良債権投資家が、積極的に共通の経済的利益を実現するために積極的に事業再生手続に関与する場面に絞って考えれば、アメリカの非公式委員会〔ad hoc committee〕の実態と規律が検討のヒントになろうが、これらの債権者等は、ときに再生債務者と正面から対立して、自己の利益を追求するものであり、活動資金も自己負担できる(すべき)グループである点で、本稿で想定する債権者グループとはやや性格を異にする。したがって、アメリカの制度との関係では、公式債権者委員会のうち、追加の債権者委員会のあり方(再生債務者の事業再生という目的を維持し

(19) 柴田ほか・前掲注(7)60頁参照。

ながら当該債権者グループの共通の利害を主張する場を保障することを目的とし、専門家の報酬等は合理的範囲で再生債務者財産の負担とすることを前提とする)が、本稿でいう「交渉単位としての組分け」の基本的モデルとされるべきであろう。

(2) 中小企業の事業再生手続における手続の簡略化

民事再生手続は、中小・零細規模の債務者の再生も対象としているから、それらの事業再生手続では、決議目的か交渉目的かを問わず、参加債権者を単純化して手続を進める必要性が大きいという議論がありうる。加えて、中小規模の会社の資本構造や債権者の多様性もそれほどではないことが通常であるから、中小企業の再生手続において、交渉単位としての債権者グループを構成して共通の利益を主張する必要性も、相対的には小さくなることも考慮されなければならない。アメリカでも、小規模事業者の再生事件 (small business case) では、原則として債権者委員会は設置しないものとされている (連邦倒産法 1102 条 (a) (3))⁽²⁰⁾。

ただ、そのことによって、「交渉単位としての組分け」の考え方自体を否定することにはならないであろう。次項で述べるように、中小企業の再生手続において交渉単位としての債権者の組分けの必要がなく、または、その費用を再生債務者の財産の負担とすることにより、債務者の事業再生を困難にするような事情があるときは、裁判所は、その組分けを認めないこととな

(20) 小規模事業者とは、当初、総債務額の要件としては 200 万ドルを超えない事業者とされていたが、3 年ごとの額の見直し (連邦倒産法 104 条参照) により、2022 年 4 月 1 日以降は、総債務額が 302 万 4725 ドルを超えない事業者とされている。See 7 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 8, ¶ 1102.04 なお、連邦倒産法 1102 条 (a) (3) 等は、2019 年に改正されたが、その過程での改正提案の内容とその分析については、柴田ほか・前掲注 (7) 65-67 頁参照。ちなみに、中小規模の再生債務者に関する同様の規律は、EU においても採用され、EU の予防的事業再生に関する指令の解釈 (Rec45) は、「加盟国は、中小企業である債務者は、資本構造が比較的単純であることを理由に、影響を受ける利害関係人を別々のクラスで扱う義務を免除されるものと規定できるものとすべきである。」という。See DIRECTIVE (EU) 2019/1023 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 June 2019 on preventive restructuring frameworks, on discharge of debt and disqualifications, and on measures to increase the efficiency of procedures concerning restructuring, insolvency and discharge of debt, and amending Directive (EU) 2017/1132 (Directive on restructuring and insolvency).

る。

(3) 「交渉単位としての組分け」の適切性審査

債権者の「交渉単位としての組分け」の意義を認める場合、上記のような留意点を考慮して、最終的には裁判所によるその限界の審査が必要になる。

「決議単位としての組分け」の妥当性に関するアメリカの議論を顧みると、再生計画案提出者による濫用的な組分けをどのようにチェックするか、という点が重要な論点とされてきた。再生計画案提出者が、債権者（関係人）集会で計画案の可決を目指すのは当然であるが、その目的を実現するために、債権者等の戦略的組分けがどこまで許されるか、換言すれば、再生計画による事業再生の実現とそれに反対する債権者（以下、「反対債権者」という）の保護のバランスが問われたのである。この点は、かつて、アメリカ倒産法の重要な立法提案において、計画案の提出者は、その組分けにつき「合理的な事業上の正当化 (rational business justification)」ができる場合には、類似の権利を別々の組に分けることができる、との改正を提言していることに表れている⁽²¹⁾。これに対する反対債権者の保護の手段としては、計画認可時の債権者の「最善の利益」テストと「公正・衡平」(絶対優先原則)が重要であった⁽²²⁾。わが国における再生手続においては、「決議単位としての組分け」の

(21) See BANKRUPTCY—THE NEXT TWENTY YEARS, National Bankruptcy Review Commission Final Report, October 20, 1997, 2. 4. 16. 再生計画の提出者が、性格を等しくする債権を異なる方法で扱う事業上の根拠がない場合には、その分類は禁止されることとなり、このようなアプローチは、債権者の利益を犠牲にすることなく、事業再生の必要性に対応するための柔軟性を提供するものである、という。

(22) 最善の利益テスト (best interest test) は、再生計画における反対債権者の処遇は、清算の場合の満足の程度が確保されなければならない、という原則である (連邦倒産法 1129 条(a)(7)参照)。もっとも、このテストは、裁判所が清算手続 (一般的には強制的清算手続である清算手続) における配当額を試算して、仮定的な清算価値を予測するものとならざるを得ないから、アメリカでは、債権者が負担覚悟で結果も予想しにくい争訟手続を利用するかというと、その救済手段としての意味はそれほど多くは期待できないというの一般的な感覚のようである (See DOUGLAS G. BAIRD, ELEMENTS OF BANKRUPTCY (6th ed. 2014) at 259)。次に、「絶対優先原則」は、再生計画がいわゆるクラムダウンを通じて認可された場合における、反対少数債権者に対する追加的保護として位置づけられる。すなわち、連邦倒産法 1129 条(b)(2)は、再生計画に反対の組は、より劣後するクラスが何らかの対価を受け取る前に、完全な満足を得ることが必要である。なお、日本法との比較につき、前掲注(5)参照。

議論は無きに等しいものの、仮に決議場面で再生債権者の組分けがなされるとすれば、認可手続で濫用的な組分けをチェックする実体的基準としては、清算価値保障原則（債権者の最善の利益テスト）と債権者平等原則が担うことになろう。

しかし、「組分け」の機能を交渉単位という視点からみると、決議の場面のように反対債権者の利益保護が問題ではなく、再生計画案の策定過程において、当該債権者グループの形成が、その構成員の利益を適切に主張できる仕組みになっているかが問われる。したがって、いかなる債権者の利益を主張しようとしているのかが明示されているか、またその団体としての意思を事業再生手続において明らかにする者が適切に選任されているか、さらにその債権者グループの組成に不当な目的が隠されていないか、などが審査対象となろう。また、このような基準による判断の前提として、当該債権者グループのメンバー構成や共通の利益の内容、当該グループ組分けの目的等について、情報開示のルールを明確にすることが必要であろう⁽²³⁾。

「交渉単位としての組分け」の議論は、債権者が集団的な交渉の必要性を認識し、その意図を持つことが前提となる。しかし、後述する現行代理委員の制度のように、裁判所から交渉の合理化のために必要と考えて、勧告をしたり、職権で一定範囲のグループを指定し、その利益代表者（代理人）を指定することもあってよいであろう（裁判所のイニシアチブによる債権者の組分け）。どのような交渉目的の組分けであっても、実際の利益主張を支える弁護士等専門家の活動は不可欠といえ、その費用は、一定の範囲でその費用を再生債務者財産の負担とすべきである。もちろん、そのような費用負担が再生債務者財産の規模に見合わないときには、かかる交渉目的の債権者の組分けの合理性が否定されることもあり得る。前述したように、中小企業の再生手続では、このような考慮に基づいて、債権者の個別の集団による交渉の可能性よりも、簡略・経済的な事業再生の実現を優先する可能性は残される。

(23) 開示事項を検討する際には、債権者委員会の情報開示に関するアメリカ連邦破産規則 2019 条が参考になろう（前掲注(18) 参照）。なお、民事再生手続における債権者委員会や代理委員の承認申立ての記載事項等に関する民再規則 29 条・53 条も参照。

四 「債権者の組分け」の新たな可能性

以上の検討に基づき、交渉単位としての債権者の組分けの制度の具体的なイメージを考えてみたい。

1 「交渉単位としての組分け」—現行法の解釈

民事再生法が定める債権者の交渉単位としては、まず、再生債権者全体を母体とする債権者委員会(民再117条以下)がある。ただ、それが裁判所によって承認されるためには、①委員の数が、3~10名であること、②再生債権者の過半数が当該委員会の手続関与に同意していると認められること、③当該委員会が再生債権者全体の利益を適切に代表すると認められることが必要である。そして、債権者委員会が裁判所によって承認されると、裁判所や再生債務者等に対する意見陳述権(同条3項)などの権限が与えられるとともに、再生債務者等には、債権者委員会に対する意見聴取義務(民再118条2項)や報告義務等が課される。さらに、債権者集会申立権(民再114条前段)、再生計画の履行監督への関与(民再154条2項)など特別の法定権限も認められる(なお、債権者委員会の活動方法については、民再規54条参照)ことも考え合わせると、法が債権者委員会を再生手続の機関の一つとして位置付けていることはたしかであろう。もっとも、実際には、債権者委員会の利用例は少ないとされており、その理由として「承認の要件が厳しいうえに、権限が少ないために、ほとんど活用されていない。」との指摘がなされているところである⁽²⁴⁾。

次に、再生債権者は、裁判所の許可を得て、代理委員を選任し、再生手続

(24) 今中利昭編『倒産法実務体系』(民事法研究会、2018)161頁。その他、伊藤・前掲注(1)916頁注64も参照。なお、民事再生手続の実務では、手続開始決定前後(多くは開始決定前)に「債権者説明会」が開催されるが、その目的は、債権者(のグループ)の共通の利益の主張を聴くというよりも、再生債務者の事業・財務状況や手続の進め方についての説明(情報提供)にとどまると考えられる。債権者説明会開催の実態については、山本和彦=山本研編『民事再生法の実証的研究』(商事法務、2014)111頁参照。

に属する一切の行為を行わせることができる（民再 90 条以下）。この代理委員制度は、利害を共通にする限定的な再生債権者グループの意向を的確に再生手続に反映させるとともに、手続の円滑・迅速な進行も目的とするものとされるから⁽²⁵⁾、「交渉単位としての組分け」の考え方を実現するための基礎となる可能性がある。とくに、裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために、再生債権者に対し、代理委員の選任を勧告することができる制度（同条 2 項）、および「共同の利益を有する再生債権者が著しく多数である場合において」、選任勧告がなされたにもかかわらず代理委員をしない者があり、かつ、代理委員が選任されなければ手続遂行に支障があると認められるときに、職権で代理委員を選任できる制度（民再 90 条の 2 第 1 項）が用意されている点は、代理委員を一部債権者の単なる代理人としてではなく、再生手続の機関として位置付ける可能性を開くものといえる。

もっとも、代理委員については、再生債務者等による意見聴取の対象になる（民再 118 条 2 項）等債権者委員会に認められている特別の地位は認められておらず、一定範囲の債権者の委任に基づく受任者（民再 90 条の 2 第 6 項参照）としての位置づけが残っているものと言わざるを得ない⁽²⁶⁾。その点は、代理委員の活動に要した費用等の扱いにも表れている。すなわち、裁判所が職権で代理委員を選任した場合には、代理委員の活動の「費用」および「報酬」は再生債務者財産から支払われるものとされている（民再 90 条の 2 第 1 項・5 項参照）一方で、債権者が代理委員を選任した場合については、代理委員が「再生債務者の再生に貢献したと認められるとき」に限り、裁判所は、再生債権者等の申立てによりまたは職権で、再生債務者等が、再生債務者財産から、これらの者に対し費用を償還し、または報償金を支払うことを許可することができる、と定められるにとどまる（民再 91 条 1 項）。ここにおける代理委員の報酬の再生債務者財産負担はあくまで例外とされ、しか

(25) 才口千晴＝伊藤眞監修『新注釈民事再生法（上）（第 2 版）』（金融財政事情研究会、2010）483 頁以下〔中井康之〕参照。中井弁護士は、「利害を共通にする再生債権者」の例として、ゴルフ場運営会社に対する会員債権者、同種の損害を被っている消費者被害者、公害被害者等を挙げておられる。

(26) 会社更生手続における代理委員（会更 122 条）につき、田頭・前掲注（2）17 頁参照。

も再生債務者財産による費用負担の許可を申し立てる権限をもつのは、再生債務者等である。加えて、その場合に支払われる金銭は、再生債務者の再生に貢献したことに対する「報奨金」であることにも注意が必要である。すなわち、債権者が実際に代理委員を選任する場合、代理委員は、債権者の利益を主張する手続機関として報酬を受けるのではなく、あくまで再生債務者の再生に貢献した場合に限って費用または報奨の支払いを受ける。この「貢献」の具体例としては、一般に、適切な再生計画を提出したり、再生計画への適切な助言をしたりすることなどが挙げられており、民事再生手続において、一定範囲の債権者の立場を適切・合理的に主張し再生手続に反映させようとする活動自体に対してその費用を共益的債権として債務者財産から支払うという制度ではない⁽²⁷⁾。

以上のことから、民事再生法における交渉単位として用意されている仕組みについては次の点が指摘できる。まず、債権者委員会は再生債権者全員の利益代表機関である点で、効果的・機能的な債権のグルーピングとはかけ離れていると言わざるを得ない。これに対して、代理委員制度は、効果的な債権者グループの組成と代表者による共通の利益の主張を可能にするための制度として機能する可能性があるものの、裁判所の職権による選任の場合を除き、個別の債権者の委任という私法的位置づけが残っている点で、集団の手続における交渉単位としては、限界がある。交渉単位としての債権者の組分けという観点からは、その債権者のグループの共通の利益を、合理的に（債務者事業の再生という目的にも配慮しつつ）主張できる者が交渉担当者となる必要がある。そしてこの場合、重要な問題となるのが専門家等の報酬を含む代理委員の費用の負担であるが、この点は、すでに論じたように、現行法上は代理委員が「再生債務者の再生に貢献したと認められるとき」に限られる

(27) 民事再生法は、債権者委員会の活動費用等ですら、再生債権者の再生債務者の再生に貢献する活動があったと認められることを条件に、裁判所の許可により、費用（弁護士等の費用も含まれると解されている）の再生債務者財産からの支出を認めている（民再117条4項参照）。この点からは、現行民事再生法の基本的考え方として、債権者の利益代表組織の活動に対しては、再生債務者の事業の再生に貢献して初めて再生債務者財産からの費用等支出が認められるという態度が見てとれる。しかし、このような考え方は、見直しの必要があるように思われる。

結果、債権者サイドとしては、再生債務者財産による費用負担を確実に期待できない点は、大きな障害となる。

したがって、現行制度の下で、「交渉単位としての組分け」を民事再生手続の機関に近い存在として実現しようとするれば、利害関係人の上申を受けて裁判所が再生手続の円滑な進行のために必要であることを認めて代理委員選任勧告（民再90条2項）を行い、個別の債権者による選任を待たずに、裁判所が積極的に職権で代理委員（弁護士等が考えられる）の選任を行う（民再90条の2第1項・3項参照）ことが考えられる。これにより、弁護士費用等の再生債務者財産の負担の可能性は高まるが（民再90条の2第3項）、このような代理委員の職権選任の運用を裁判所が適切と考えるか、という問題に加えて、前述のように、同条1項の「共同の利益を有する再生債権者が著しく多数である場合」などの要件をクリアーできるかも難題であろう。以上の諸点を考慮すると、現行法の代理委員制度を利用して、交渉単位とする債権者の組分けを実現するのは、ハードルが高いものといわざるをえない。

2 立法論も含めた検討

債権者の手続参加の機会を与えるという意味での債権者の組分けを構想する場合、たとえ債権者側の意思による交渉単位の設定およびその職務担当者の選任であっても、再生手続の機関としてその者の活動を認め、再生債務者財産からの合理的範囲の報酬を認める必要がある。このような考え方は、少なくとも再生債権者が選任した代理委員について、手続機関性を否定する現行法の立場とは、基本的発想を異にする。したがって、利益を共通にする債権者グループの代表者を手続機関とする可能性を正面から認める制度は、立法的な裏付けを要するものと考えられる。

簡単な例を用いて考えてみよう。再生債務者会社の工場からの廃液によって健康被害を受けた周辺住民（被害を受けた者は50名程度とする）が、早期（たとえば、他の債権者との平等を保ったまま早期一時金の弁済を求める）・最大（再生計画による、または計画外で平等原則の例外となる弁済を求める）の救済を求めて再生計画策定過程に積極的に関与しようとする場合、どのような方法があるだろうか。まず、個別的または一部の少人数の隣人等でまとも

って自己の利益を主張することは、再生手続の機関としての活動には含まれない。このような交渉単位は、再生手続の集団の手続としての性格と相容れない個別の権利の主張を許すことにつながり、そのような交渉単位が乱立すると、手続全体が混乱することになるおそれ大きいからである⁽²⁸⁾。他方で、再生債権者全体の利益代表機関である債権者委員会（仮にその設立自体の要件がすべて満たされるとしても）で上記被害者グループ特有の利益を主張するのは困難であり、さらに、現行の代理委員制度を利用しようとしても、弁護士等専門家の報酬等の負担を考えれば、その利用を躊躇し、その結果、自分たちの利益主張の機会を失うことになりかねない。このように、現行法上、共通の利害を有する債権者が自ら交渉単位を作って当該債権者グループの利益を主張するための適切な仕組みが存在しないのであれば、そのための制度を用意しておくことが求められよう。このような仕組みを用意することは、決して再生手続の迅速・簡易な進行の理念と相反するものではなく、実際の手続では、交渉単位のいわばフォーマットまたはひな型を提供することにより、多様な債権者グループの意向を効率的に再生手続に反映させる効果が期待できる⁽²⁹⁾。

このように、「交渉単位としての組分け」は、再生手続の迅速・簡易な進行と両立すべきものであるから、裁判所の関与の下でその妥当性が確認されなければならない。その要件としては、当該交渉単位としての債権者グループに属する再生債権者が共通する利益（利害関係）を有することの確認が、最重要の事項となる。交渉単位としての性格上、再生手続開始後であれば、再生債権届出前であっても設置の申立て（申立権者は当該グループに属する債

(28) 当然のことながら、このことは、個々の再生債権者または任意の債権者グループが、自己の判断と費用負担で個別に代理人を選任して、（法律上認められる範囲で）自己の利益を主張することを妨げるものではない。

(29) 現在準備が進められている「倒産手続のIT化」には、手続コストを削減するなど多くのメリットがあるといわれるが、今まで拾えなかった利害関係者の意見を手続に反映し、より充実した審理を可能にする効用も期待されているはずである（たとえば、山本和彦「民事裁判手続のIT化」(弘文堂、2023)3頁参照)。本文中で述べたような債権者の共通の利益を主張するフォーマットを用意し、裁判所や監督委員等の適切な管理の下で活用することも、「IT化」によって促進できることの一つではなからうか。

権者が想定されるが、一定数の債権者の共同申立てを求めることもあり得よう）ができるとすべきであろう⁽³⁰⁾。選任の形態は、現行民事再生法における代理委員制度にならって、当該債権者グループに属する債権者の中から一人または数人の委員を選ぶか、直接弁護士等の専門家を選任する形となろうが、前者の場合でも、必ず交渉担当者には弁護士等の専門家が就任することを要するものとすべきであろう。裁判所による選任勧告および職権選任の制度も維持されるべきであり、上記の健康被害に基づく不法行為債権者の例などを念頭に置くと、再生債務者等や監督委員などからの情報により、選任勧告をしやすいことは、考えられてよいのではなかろうか。いずれにしても、ここで検討している制度の趣旨は、合理的な債権者の組分けに基づく対象債権者のための交渉自体が再生手続の目的に資する点にあるから、再生債務者の再生に貢献したかどうかにかかわらず、構成員の活動費用および合理的範囲での専門家の報酬は、再生債務者財産の負担とすべきであろう。

五 結語

法的事業再生手続における「債権の組分け」は、従来決議のための債権の組分けが念頭に置かれてきたから、債権者集会決議が、基本的に再生債権により構成される一つの組で行われる民事再生手続では、その問題が議論されることはほとんどなかった。このような状況は、民事再生手続では、債権または債権者の分類・組分けは、およそ問題とならない、という暗黙の前提を生み出してきたように思われる。

しかし、再生計画案に対する決議時の組分けの問題から、共通の利益を有する債権者グループによる事業再生手続への参加のための「組分け」という問題に関心を広げると、異なった視点から検討し直す余地があるのではないかと考えた。そのことを、本稿では、仮に「交渉単位としての（債権者

(30) 現行法の「代理委員」についても、再生債権を有する限り、債権届出前でも選任できることについて、才口=伊藤監修・前掲注(25)484頁〔中井〕参照。活動の終期は、独自の再生計画案の提出の予定があるなど特別な場合を除いて、再生計画案の付議決定(民再169条参照)までとすることが考えられよう。

の「組分け」と表現して、不十分ながら考察を試みた。現行民事再生法において、正式の「交渉単位」として想定されているのは、主として「債権者委員会」と「代理委員」であるが、それらの制度の利用は低調であり、それぞれに「交渉単位としての組分け」として問題が残るものと考えた。そこで、現行制度の特徴と問題点をふまえながら、制度論として考える場合に、どのような制度設計が可能かについても検討した。そこでは、再生債務者の再生に貢献する主体だけが手続機関になりうるという考え方に疑問を示し、合理的に限界づけられた債権者集団の共通の利益を主張する交渉主体も手続機関になりうる（したがって実質的交渉担当者となる弁護士等の専門家は、再生債務者財産から一定基準による報酬を受ける）という発想の転換が必要と考えた。法的整理としての民事再生手続において、債権者による権利主張のために、どのような手続枠組みを準備するかは、一方では、債権者の手続参加の機会を保障する観点から、他方では、迅速・効率的な事業再生を実現する観点から、政策的判断も加えて、慎重に検討されなければならない問題である。この問題について今後議論を深めることは、私的整理との関係での民事再生手続の存在意義を再確認するためにも必要なことではなからうか。

原強先生には、長年、上智大学法学部および法科大学院における民事訴訟法分野を牽引していただいた。本稿を原先生に捧げ、これまでの多大なご貢献に深謝するとともに、先生の今後のご健康とご活躍を心よりお祈りしたい。

本稿は、科学研究費基盤(C)課題番号19K01377の成果の一部である。

(本学法学部教授)